

○函館工業高等専門学校生命倫理審査委員会規程

平成 18 年 8 月 7 日

函高専達第 6 号

函館工業高等専門学校生命倫理審査委員会規程

(目的)

第 1 条 函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教職員が行うヒト及び動物(哺乳類、鳥類及び爬虫類)に関する研究に対し倫理的配慮を図ることを目的とする。

(審査対象)

第 2 条 この規程による審査の対象は、本校におけるヒト及び動物(哺乳類、鳥類及び爬虫類)に関する研究の実施に対して、倫理的配慮と個人情報及び実験動物の取扱いの適正を対象とする。

(委員会の設置)

第 3 条 本校に前条の審査について必要な審議を行い、校長に報告又は助言をするために、生命倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長(研究・情報・地域連携担当)
- 二 科学面から研究内容を総合的に審査するに必要な優れた知識と経験を有する者若干名
- 三 倫理面、法律面及び社会面から研究を総合的に審査するに必要な優れた知識と経験を有する者 若干名
- 四 その他校長が必要と認めた者

2 前項第二号及び第三号に掲げる委員は、校長が指名する。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、副校長(研究・情報・地域連携担当)をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

(審査)

第 6 条 動物(哺乳類、鳥類及び爬虫類)に関する研究の実施に必要な事項は、校長が別に定める。

2 審査を申請しようとする者は、様式 1 による申請書に必要事項を記入し、校長に提出しなければならない。また、研究期間が、複数年の場合であっても、年度ごとに申請書を提出しなければならない。ただし、その場合の 2 年目以降あるいは同一申請者の類似研究の場合は、審査の種類を「継続」として、研究方法や倫理的配慮の変更点についてのみ記載し申請することができる。

- 3 研究方法や倫理的配慮に関する申請内容が年度途中で大幅に変更される場合は、速やかに再審査を受けなければならない。
- 4 他の機関との共同研究については、既に当該機関の審査委員会において承認されているものは、様式 2 の証明書又は議事録を様式 1 に添付し申請することにより、委員会の議を経て校長の承認を受けることができる。

(委員会の開催)

第 7 条 委員会は、前条に基づく申請について校長から審議の付議があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員が研究遂行者である場合は、その委員は、審議に加わることができない。
- 4 委員会は、審議をするにあたって、申請者から委員会席上で、申請内容等の説明を受け、また必要に応じて外部有識者の意見を徴することができる。

(審査の判定)

第 8 条 審査の判定は、次の各号に掲げる表示による。

- 一 承認
- 二 不承認
- 三 非該当
- 四 継続審議

(校長への報告)

第 9 条 委員長は、委員会終了後審議の内容について速やかに校長に報告するものとする。

(判定の通知)

第 10 条 校長は、委員会の報告に基づき判定を決定し、申請者に速やかに通知しなければならない。

- 2 前項の通知をするにあたっては、判定が、第 8 条第二号及び第三号である場合には、その理由等を記載しなければならない。

(審議内容及び判定結果の取扱い)

第 11 条 審議内容については議事要旨を作成し、委員会及び校長の承認を得た上で原則として公開する。

- 2 判定結果については、速やかに公表する。

(庶務)

第 12 条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日函高専達 62 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する